

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## Competition / Economic Security & International Trade

---

2025年1月9日

### 外国補助金規則の最新状況

弁護士 臼杵 善治 / 弁護士 高嵯 直子 / 弁護士 松本 千佳

#### Contents

---

- I. はじめに
- II. EU 外国補助金規則(FSR)の概要
  - 1. 外国補助金とは何か
  - 2. M&A と公共調達に関する事前届出義務と審査
- III. EU 外国補助金規則(FSR)の適用事例
- IV. おわりに

## I. はじめに

2024年9月、再選を果たしたフォンデアライエン欧州委員会委員長が、次期欧州委員候補を発表した。欧州委員会(以下「EC」という。)の競争政策については、テレサ・リベラ氏が担当することとなった(なお、リベラ氏は、上級副委員長として、同時にEUのグリーン政策も担当する。)<sup>1</sup>。そして、リベラ氏は、次期欧州委員会における最優先事項として、EU外国補助金規則(以下「FSR」という。)を厳格に執行することをあげている<sup>2</sup>。このため、EU域外の国・政府機関等から補助金を受けている企業が、EU域内で事業を検討する場合、引き続きFSR執行リスクに留意する必要がある。

FSRが2023年1月に発効(同年7月施行)されてから2年が経過するところ、FSR適用事例は着実に積み重なっている。とりわけ、実務的には、FSRに基づき、日本企業が、EUに関連するM&Aを実施する場合やEUの公共調達に関わる場合、事前届出義務の要否を検討する必要があり、影響が大きい。本稿では、FSRについて、改めて概観した上で、これまでの適用事例と、今後予想される動向について触れる。

## II. EU 外国補助金規則(FSR)の概要

FSR<sup>3</sup>は、非EU加盟国の補助金(すなわち、EUにとっての「外国補助金」)によるEU域内市場への歪曲的効果への懸念から、EU域内市場での全事業者の平等な競争条件を確保すべく制定された(2023年1月発効、同年7月施行)。ECは、

---

<sup>1</sup> リベラ氏や、次期欧州委員会における競争法政策の優先事項と課題については、当事務所の欧州法務ニュースレター(2024年11月・12月号)を参照。

<sup>2</sup> 欧州議会からの質問に対するリベラ氏の回答(Ms. Ribera's Questionnaire Responses)10ページ、13ページ等を参照。

<sup>3</sup> Regulation - 2022/2560 - EN - EUR-Lex (europa.eu)

非加盟国の政府等による補助金(助成金の他、貸付、税優遇措置、低利融資なども含む<sup>4</sup>)についての審査権限を有し、外国補助金による歪曲効果の是正を担当している。

また、実務的に大きな影響が生じ得る事項として、2023年10月には、FSRに基づき、M&A・公共調達に係る事前届出義務の適用も開始されている<sup>5</sup>。同事前届出義務の導入の背景として、EU加盟国が提供する補助金はEUの国家補助規則(State Aid)に基づく厳格な規制に服する一方、EU域外で交付される補助金については、審査が及ばない状況の是正があげられた。日本企業が、EUに関連するM&AやEUの公共調達に関わる場合、FSRに基づく事前届出の要否を検討し、当該事前届出も踏まえたスケジュールを検討することが必要である。

## 1. 外国補助金とは何か

### (1) 外国補助金の交付主体

補助金の交付主体は非EU加盟国(「外国」)の中央政府や地方自治体に限定されず、公的団体や民間団体であって、当該団体の行為が外国政府に帰責されるものも含まれる<sup>6</sup>。したがって、例えば政府系ファンドや政府関係金融機関による行為についても、補助金の交付としてFSRの規制対象となりうる。

### (2) 「補助金」の範囲

上記交付主体が提供する、直接又は間接の資金的貢献がある場合、外国補助金とみなされる。そして、資金的貢献とは、①資金又は債務の移転(例:出資、補助金・助成金、融資・融資保証、経済的インセンティブの付与、営業損失の相殺、公的機関が課した財務的負担の補償、債務免除、DES・リスク)、②本来支払われるべき収入の放棄(例:免税措置、十分な対価を伴わない特別又は排他的な権利の付与)、③製品・サービスの提供又は購入を含むとされている<sup>7</sup>。これらの類型のとおり、資金的貢献の範囲はかなり広い。したがって、FSRに基づく事前届出の要否を検討するに当たり、外国補助金の合計額を算定する必要があるが、その際には、資金的貢献の範囲を慎重に切り分けていくことが必要となる。

## 2. M&A と公共調達に関する事前届出義務と審査

### (1) 事前届出の基準

前述のとおり、一定の規模以上のM&A<sup>8</sup>、公共調達については、取引の規模と外国補助金の基準(下表ご参照)に照らし、事前届出の対象となる。M&Aについては、企業結合規制と同様、企業結合の当事会社のみならず、当事会社グループ全体の金額を算入する必要がある<sup>9</sup>。また、算定対象となる売上高は、EU域内の企業・消費者に対する売上であり、EU域外の企業・消費者に対する売上は含まない<sup>10</sup>。

---

<sup>4</sup> FSR 3 条 2 項

<sup>5</sup> FSR 21 条 1 項

<sup>6</sup> FSR 3 条 2 項

<sup>7</sup> FSR 3 条 2 項

<sup>8</sup> FSR の対象となる M&A は、①2 つ以上の事業者(又はその一部)の合併、②他の事業者の全部又は一部の買収及び③Full functionality(自律的な経済主体としての機能)を有する JV(合併事業)の組成をいう(FSR 20 条 1 項・同条 2 項)。なお、各用語(「集中」、「合併」、「合併事業」、「被買収事業」等)については、従来の EU 企業結合規制に基づいて解釈される。

<sup>9</sup> FSR 22 条 4 項、23 条

<sup>10</sup> FSR 22 条 1 項

M&A <sup>11</sup>	公共調達 <sup>12</sup>
(i) 合併当事会社のうちの1社、(買収)対象会社又は合併会社(JV)の少なくとも1社がEU域内で設立され、EU全体で少なくとも5億ユーロの売上高を計上している場合、かつ、 (ii) M&Aの当事者である企業が、過去3年間に合計5000万ユーロを超える「外国補助金」を受けている。	(i) 入札規模が2億5000万ユーロ以上であり、かつ、 (ii) 事業者が、過去3年間に、EU加盟国1国あたり400万ユーロを超える「外国補助金」を受けている。

## (2) 審査の概要

ECは、事前届出に対し、まず初期的審査(1次審査)を行い、その結果、外国補助金による市場歪曲効果が示唆される場合、詳細審査(2次審査)を実施する。なお、このほか、ECは外国補助金によるEU域内市場の歪曲の有無について職権で審査を開始することもできる<sup>13</sup>。

審査期間は下表のとおりである。審査完了まで、届出対象となっているM&Aや公共調達を完了することはできないため、審査の対象となりうる取引のスケジュールの検討には注意を要する。審査の結果、調査対象となった事業者が受領している外国補助金が歪曲的と判断された場合、歪曲効果を是正するための措置が課される。

	初期的審査	詳細審査
M&A	25営業日 <sup>14</sup>	さらに原則90営業日(例外的に15営業日延長可能) <sup>15</sup>
公共調達	原則20営業日(例外的に10営業日延長可能) <sup>16</sup>	さらに原則110営業日(例外的に20営業日延長可能) <sup>17</sup>

## (3) 罰則

事前届出を怠った場合、全世界年間総売上高の10%以下の制裁金を課される可能性がある<sup>18</sup><sup>19</sup>。また、是正措置や確約決定に従わない場合、全世界年間総売上高の10%以下の制裁金又は1日あたり平均総売上高の5%以下の履行強制金を課される可能性がある<sup>20</sup>。

## III. EU 外国補助金規則(FSR)の適用事例

ECがFSRに基づく調査に関して発表した、又は、2025年1月6日時点までに[Competition case search \(europa.eu\)](https://competition.ec.europa.eu/cases)において公表しているFSR適用事例は下表のとおりである。

<sup>11</sup> FSR 20 条 3 項

<sup>12</sup> FSR 28 条 1 項

<sup>13</sup> FSR 9 条、10 条

<sup>14</sup> FSR 24 条 1 項(a)

<sup>15</sup> FSR 24 条 1 項(b)、25 条 4 項

<sup>16</sup> FSR 30 条 2 項、32 条

<sup>17</sup> FSR 30 条 5 項

<sup>18</sup> FSR 26 条 3 項、33 条 3 項

<sup>19</sup> 事前届出義務に関する注意事項については、当事務所の欧州法務ニュースレター(2024年5月号)を参照。

<sup>20</sup> FSR 17 条 5 項

No		タイムライン	事案の概要	特色
1	公共調達	2024年1月22日:公共調達届出 同年2月16日:詳細審査開始 <sup>21</sup> 同年3月26日:入札撤退により調査終了 <sup>22</sup>	CRRC(中国中車集団)が、ブルガリアの鉄道車両の製造・保守管理に関する公共調達(推定価格6.1億ユーロ)の入札に参加。	初の詳細審査。
2	公共調達	2024年3月4日:公共調達届出 同年4月3日:詳細審査開始 <sup>23</sup> 同年5月13日:入札撤退により調査終了 <sup>24</sup>	LONGi Solar Technologie(隆基綠能)及び上海電気集団が、ルーマニアの太陽光発電所の設計・建設・運営に関する公共調達(推定価格3.75億ユーロ)の入札に参加。	
3	職権調査	2024年4月9日:職権調査開始 <sup>25</sup>	スペイン、ギリシャ、フランス、ルーマニア及びブルガリアの5か国の風力発電所に対して風力発電タービンを供給した中国の風力発電機メーカー(名称未公表)に対し、職権調査を開始。	初の職権審査案件。経済安全保障の文脈で説明。
4	職権調査	2024年4月23日:職権調査開始(立入調査) <sup>26</sup>	Nuctech(中国の保安検査機器メーカーのオランダ及びポーランド事業所)に対して、職権調査により立入検査を実施。	初の立入調査案件。Nuctechは当該立入検査などをEU裁判所に提訴。
5	企業結合	2024年4月26日:企業結合届出 同年7月10日:詳細審査開始 <sup>27</sup> 同年9月24日:条件付承認 <sup>28</sup>	e&(UAEの政府系ファンドが支配するエミレーツ投資庁の被支配会社)が、PPF(EU5か国で展開する通信事業者)を買収(チェコ事業を除く。)を届出。市場歪曲の懸念がある無制限の政府保証の撤廃などを条件に承認。	企業結合案件に関する初の詳細審査、条件付き承認。
6	企業結合	2024年10月14日:企業結合届出 同年11月19日(審査期限)	CD&RとEverest UK HoldCo Limitedが、Exclusive Networkの買収を届出。最終決定は公表されていないが、報道を見る限り、詳細審査に進むことなく承認された <sup>29</sup> 。	
7	企業結合	2024年10月16日:企業結合届出 同年11月21日(審査期限)	International Paperが英国のライバル企業であるDS Smithの買収を届出。最終決定は公表されていないが、報道を見る限り、詳細審査に進むことなく承認された <sup>30</sup> 。	
8	企業	2024年10月21日:企業結合届出 同年11月26日(審査期限)	BBVAによるBanco Sabadellの買収について、FSRに基づく届出について、BBVAは特	

<sup>21</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_24\\_887](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_887)

<sup>22</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/statement\\_24\\_1729](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/statement_24_1729)

<sup>23</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_24\\_1803](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_1803)

<sup>24</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/statement\\_24\\_2570](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/statement_24_2570)

<sup>25</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech\\_24\\_1927](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech_24_1927)

<sup>26</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/mex\\_24\\_2247](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/mex_24_2247)

<sup>27</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_24\\_3166](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_3166)

<sup>28</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_24\\_4842](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_4842)

<sup>29</sup> <https://ir.exclusive-networks.com/cdr-and-permira-announce-they-have-obtained-all-regulatory-clearances-necessary-for-the-closing-of-the-proposed-acquisition-of-a-majority-stake-in-exclusive-networks-and-the-subsequent-launch-of-a-si/>

<sup>30</sup> <https://www.reuters.com/markets/deals/eu-sets-jan-10-deadline-international-paper-ds-smith-deal-2024-11-26/>

	結 合		段の異議を示されず、審査が終了したと発表(最終決定は公表されていない。) <sup>31</sup>	
9	企 業 結 合	2024年10月22日:企業結合届出 同年11月27日(審査期限)	プラスチック包装を製造に関連して、HCPと SPHERE を当事会社とする企業結合届出がなされた。その後の動向について EC サイトの発表や報道からは不見当であるが、審査期限を踏まえ、終了したものと史料される。	
10	企 業 結 合	2024年10月23日:企業結合届出 同年11月28日(審査期限)	日本紙パルプ商事株式会社は、破産したポルトガルの紙販売会社 Inapa から資産を引き継ぐため届出。その後の動向について EC サイトの発表や報道からは不見当であるが、審査期限を踏まえ、終了したものと史料される。	
11	企 業 結 合	2024年10月25日:企業結合届出 同年12月2日(審査期限)	韓国のタイヤメーカーである Hankook は、韓国の自動車部品メーカーである Hanon Systems の買収を届出。その後の動向について EC サイトの発表や報道からは不見当であるが、審査期限を踏まえ、終了したものと史料される。	
12	企 業 結 合	2024年10月30日:企業結合届出 同年12月5日(審査期限)	Utmost Group が、保険会社たる Lombard International の買収を届出。Utmost Group は、審査が終了したと発表(最終決定は公表されていない。) <sup>32</sup> 。	
13	企 業 結 合	2024年10月30日:企業結合届出 同年12月5日(審査期限)	ABA Amro が、ドイツの民間銀行 HAL の買収を届出。その後の動向について EC サイトの発表や報道からは不見当であるが、審査期限を踏まえ、終了したものと史料される。	
14	企 業 結 合	2024年11月8日:企業結合届出 同年12月13日(審査期限)	デンマーク物流大手 DSV が、ドイツ鉄道傘下の物流会社 DB シェンカーの買収を届出。その後の動向について EC サイトの発表や報道からは不見当であるが、審査期限を踏まえ、終了したものと史料される。	
15	企 業 結 合	2024年11月11日:企業結合届出 同年12月16日(審査期限)	BPCE グループが、産業設備リース融資のプロバイダーである SGEF の買収を届出。その後の動向について EC サイトの発表や報道からは不見当であるが、審査期限を踏まえ、終了したものと史料される。	
16	企 業	2024年11月14日:企業結合届出 同年12月19日(審査期限)	Intermediate Capital Group 及び Imanes は、フランスの冷凍食品小売業者 Picard に	

<sup>31</sup> <https://www.bbva.com/en/bbva-offer-sabadell/the-european-commission-completes-its-review-of-the-bbva-and-banco-sabadell-transaction/>

<sup>32</sup> <https://eu.lombardinternational.com/en-GB/Newsroom/News-Insights/News-2024/Utmost-Group-regulatory-approvals-acquisition-LI>

	結 合		対する支配権の変更について届出。その後の動向について EC サイトの発表や報道からは不見当であるが、審査期限を踏まえ、終了したものと思料される。	
17	企 業 結 合	2024年11月15日:企業結合届出 同年12月20日(審査期限)	Carlyle Group が腎臓ケアグループの Vantive の買収を届出。その後の動向について EC サイトの発表や報道からは不見当であるが、審査期限を踏まえ、終了したものと思料される。	
18	企 業 結 合	2024年11月29日:企業結合届出 2025年1月16日(審査期限)	米投資会社 Carlyle は、スペインの IT サービスプロバイダー Seidor を買収する計画を届出。現在審査中と思われるが、その後の動向について EC サイトの発表や報道からは不見当。	
19	企 業 結 合	2024年12月4日:企業結合届出 2025年1月21日(審査期限)	チェコの大富豪ダニエル・クシェティンスキー (Daniel Křetínský) 氏の投資会社 EP グループが、英国の Royal Mail と欧州の General Logistics Systems を所有する International Distribution Services の買収計画を届出。現在審査中と思われるが、その後の動向について EC サイトの発表や報道からは不見当。	
20	企 業 結 合	2024年12月12日:企業結合届出 2025年1月29日(審査期限)	気候変動対策に特化するファンドたる TPG が、ドイツの建物エネルギー管理事業者 Techem の買収を届出。現在審査中と思われるが、その後の動向について EC サイトの発表や報道からは不見当。	
21	企 業 結 合	2024年12月18日:企業結合届出 2025年2月4日(審査期限)	ファンド管理に関連して、ARCTOS、HMHLP、HMHL を当事会社とする企業結合届出がなされた。現在審査中と思われるが、その後の動向について EC サイトの発表や報道からは不見当。	

#### IV. おわりに

FSR は、当初、公共調達の場合において、中国の補助金に関連して審査が頻繁に行われていた (No.1 ないし No.4 の事例)。中国の補助金については、特に中国製造 2025 で重点産業とされる分野に関し、巨額の補助金等の非市場主義的政策・慣行により、過剰生産が生じているとし、欧米が批判を強めているところもあり、かかる姿勢に沿った審査動向といえる。その他、UAE 企業による M&A に関する条件付き承認の事例 (No.5 の事例) があるほか、複数の M&A の適用事例も存在する。UAE 企業の事例については、通信事業という基幹産業が対象であったこと、無制限の政府保証という歪曲性の高いタイプの補助金の問題視され、詳細審査の実施による慎重な審査につながった可能性がある。冒頭で言及しており、今後も、EC は積極的に FSR を適用していくとしているところ、EU 事業に関連する M&A、公共調達への参加においては FSR に基づく事前届出の可否についても慎重な事前検討が重要である。

また、FSR に関しては、2024 年 7 月、中国企業への FSR に基づく審査に対して、中国商務部が対外貿易法に基づく買

易投資障壁調査を開始している。当該調査は、2025年1月10日までに終了する予定であるところ、今後のFSRの運用にどのような影響が生じるか注視する必要がある。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 臼杵 善治 ([yoshiharu.usuki@amt-law.com](mailto:yoshiharu.usuki@amt-law.com))  
弁護士 高崎 直子 ([naoko.takasaki@amt-law.com](mailto:naoko.takasaki@amt-law.com))  
弁護士 松本 千佳 ([chika.matsumoto@amt-law.com](mailto:chika.matsumoto@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。